

生駒市規則第9号

生駒市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年7月生駒市規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

※受付番号

指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所 指定申請書

年 月 日

生駒市長 殿

申請者 所在地
名 称
代表者氏名



介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

※事業所所在地市町村番号

申 請 者	フリガナ 名 称						
	主たる事務所の 所 在 地	(郵便番号 —)					
		(ビルの名称等)					
	連 絡 先	電話番号		FAX番号			
	法 人 の 種 別		法人所轄庁				
	代表者の職名・ 氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏 名		生年月日	
代 表 者 の 住 所	(郵便番号 —)						
	(ビルの名称等)						
指 定 を 受 け よ う と す る 事 業 所 の 種 類	事業所等の所在地	(郵便番号 —)					
		(ビルの名称等)					
	同一所在地において行う事業の種類			実施 事業	指定申請を する事業の 事業開始予 定年月日	既に指定を 受けている 事業の指定 年月日	様 式
	地域密着型サ ービス	夜 間 対 応 型 訪 問 介 護					付表1
		認 知 症 対 応 型 通 所 介 護					付表2
		小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護					付表3
		認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護					付表4
		地 域 密 着 型 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護					付表5
		地 域 密 着 型 介 護 老 人 福 祉 施 設 入 所 者 生 活 介 護					付表6
		定 期 巡 回 ・ 随 時 対 応 型 訪 問 介 護 看 護					付表7
看 護 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護					付表8		
地 域 密 着 型 通 所 介 護					付表9		
サ ー ビ ス 予 防 型	介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 通 所 介 護					付表2	
	介 護 予 防 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護					付表3	
	介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護					付表4	
介護保険事業所番号		(既に指定を受けている場合)					
指定を受けている他市町村名							
医 療 機 関 コ ー ド 等							

備考

- 1 ※欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種別」欄は、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に○を記入してください。
- 5 「指定申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
- 6 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。
- 7 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
- 8 既に地域密着型サービス事業所の指定を受けている事業者が地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始の予定年月日」「当該申請に係る地域密着型介護予防サービス費の請求に関する事項」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「役員の氏名、生年月日及び住所」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて、申請書への記載又は書類の提出を省略できます。また、既に地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が地域密着型サービス事業所の指定を受ける場合においても同様です。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。